



令和3年5月

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

(名古屋)052-221-7221

エジプト/輸入貨物通関の事前申告制度導入について

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、2021年4月より、エジプト政府による輸入貨物通関の事前申告制度(Advanced Cargo Information: ACI)が導入され、7月1日 現地入港分から正式運用開始が予定されております。

輸入者は、エジプト独自 ACI システム Nafeza (National Single Window for Foreign Trade Facilitation) で事前に貨物情報を入力し、ACID Number / Advanced Cargo Information Declaration Number) を取得、船積前に輸出者へ事前連絡する必要があります。

この事前申告制度導入に伴い、ACID Number の HBL・マニフェストへの記載が義務化されましたので、Dock receipt(ACL データ)をご提出いただく際には、漏れのないようご手配いただけますようお願い致します。ACID number の記載漏れや誤った記載等により現地システムとの不一致があった場合、コンテナ(貨物)の積戻しやペナルティが発生する可能性がありますので、ご注意ください。

敬具

記

対象貨物 : エジプト向け輸出貨物

適用開始日 : 即日

記載必須項目 : ACID number

※BL body 欄へご記載ください。

以上

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

セイノーロジックス株式会社

横浜:045-682-5315

大阪:06-6220-1031

名古屋:052-221-7221